官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令（経済産業六六）　一
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府一二七）　三
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三九二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一四八八～一四九五）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業一四八）　五
○信号符字を点附した件　五
（国土交通九二三）
○信号符字を取り消した件（同九二四）　五
○船舶国籍証書を無効とした件（同九二五）　五
○船舶国籍証書が無効となった件（同九二六）　六
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（同九二七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一一三）　七
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一五六）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　会計検査院　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一一）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二九
会社その他　三〇

省令

○経済産業省令第六十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用した許可の手続等）	（電子情報処理組織を使用した許可の手続等）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。	3　経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行つた日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。
4　（略）	4　（略）
5　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあった場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。	5　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。
（申請者の届出）	（申請者の届出）
第一条の三　前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。	**第一条の三**　前条第一項に規定する入力は、別表第六で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。

２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

３　（略）

４　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。

別表第五及び別表第六を削る。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第二条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（申請者の届出） **第二条の三**　前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。 ２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	（申請者の届出） **第二条の三**　前条第一項に規定する入力は、別表第三で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。 ２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第三で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第六で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

３　（略）

４　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

３　（略）

４　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。

（権限の委任）

第五条　令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。

別表第三を削る。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第三条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（申請者の届出） **第一条の三**　前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。 ２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	（申請者の届出） **第一条の三**　前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。 ２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別紙様式第六の三による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

3　（略）	3　（略）
4　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の届出又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。	4　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の規定により提出された届出又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

別紙様式第六の三を削る。

附　則

（施行期日）

この省令は、令和七年十月十二日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百二十七号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　独立行政法人水資源機構　独立行政法人都市再生機構　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　日本銀行　日本赤十字社　日本放送協会　電力広域的運営推進機関　国立健康危機管理研究機構　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社	国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　独立行政法人水資源機構　独立行政法人都市再生機構　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　日本銀行　日本赤十字社　日本放送協会　電力広域的運営推進機関　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　東海旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　ＮＴＴ株式会社　ＮＴＴ東日本株式会社　ＮＴＴ西日本株式会社　日本郵便株式会社　東京瓦斯株式会社　大阪瓦斯株式会社　東邦瓦斯株式会社　西部瓦斯株式会社　岩谷産業株式会社　アストモスエネルギー株式会社　株式会社ジャパンガスエナジー　ＥＮＥＯＳグローブ株式会社　ジクシス株式会社　出光興産株式会社　太陽石油株式会社　コスモ石油株式会社　富士石油株式会社　ＥＮＥＯＳ株式会社　日本通運株式会社　福山通運株式会社　佐川急便株式会社　ヤマト運輸株式会社　西濃運輸株式会社　北海道電力ネットワーク株式会社　東北電力株式会社　東京電力ホールディングス株式会社　東京電力ニューアブルパワー株式会社　東京電力パワーグリッド株式会社　東京電力エナジーパートナー株式会社　北陸電力株式会社　北陸電力送配電株式会社　中部電力株式会社　中部電力パワーグリッド株式会社　中部電力ミライズ株式会社　関西電力株式会社　関西電力送配電株式会社　中国電力株式会社　中国電力ネットワーク株式会社　四国電力株式会社　四国電力送配電株式会社　九州電力株式会社　九州電力送配電株式会社　沖縄電力株式会社　株式会社ＪＥＲＡ　電源開発株式会社　電源開発送変電ネットワーク株式会社　日本原子力発電株式会社　ＫＤＤＩ株式会社　株式会社ＮＴＴドコモ　ＮＴＴドコモビジネス株式会社　ソフトバンク株式会社　楽天モバイル株式会社　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社　株式会社イトーヨーカ堂　イオン株式会社　ユニー株式会社　株式会社セブン―イレブン・ジャパン　株式会社ローソン　株式会社ファミリーマート　株

式会社セブン&アイ・ホールディングス　公益社団法人全日本トラック協会　一般社団法人全国建設業協会　公益社団法人日本医師会　一般社団法人日本建設業連合会　一般社団法人全国中小建設業協会　一般社団法人Ａ２―ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク　特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第三百九十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十月三日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月四日
発行年月日　平成二十七年十月三十日
旅券番号　ＴＲ五〇二六四三四

○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二五七七、二五八四、二五九〇、二五九〇の一、二五九二、二六〇一、四二五七、四二五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二五七七・二五八四・二五九〇・二五九二・二六〇一・四二五七・四二五八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待三五五八の一、三五五八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字桑飼上小字栃迫一八二五の一から一八二五の四まで、小字小原栃迫一〇四八二、小字小原一〇四八二の一、一〇四八三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字下段原頭一八五の一、一八七、字下段原一九二、字古屋敷二一九の一（次の図に示す部分に限る。）、二一八、二二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町日田字鳥帽子岩五七三、字崩谷一三八六の二（次の図に示す部分に限る。）、一四一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町落岩字段所三九二、三九二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町尾野尻字鏡山五五五の一、五五六の一から五五六の六まで、五五六の八から五五六の一三まで、五五六の一六、字下須五五七の一（次の図に示す部分に限る。）、五五七の二から五五七の一一まで、五五七の一三、五五七の一四、五五七の一八、五五七の三一、五五七の三二、字東高山七六三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鏡山五五五の一・字下須五五七の一・五五七の二・五五七の四・字東高山七六三の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町北中島字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三日

経済産業大臣　武藤　容治

一　特定社会基盤事業の種類　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二　特定社会基盤事業者の名称　ひびき発電合同会社

三　変更前の住所　福岡県北九州市若松区向洋町三十八番九号

四　変更後の住所　福岡県北九州市若松区向洋町三十八番五号

五　変更年月日　令和七年九月一日

○国土交通省告示第九百二十三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　坂井　学

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
JD5533	144917	第八正進丸	令和7. 7. 7
JD5578	144987	SHIRAKABA	7. 7. 7
7KSW	144860	第三大師丸	7. 7. 8
JD5541	144750	第十三興徳丸	7. 7. 9
JD5565	144969	みつひろ10	7. 7. 10
JD5517	144895	ブルーグレイス	7. 7. 17
JD5546	144940	第十共栄丸	7. 7. 17
JD5549	144944	第83天神丸	7. 7. 17
JD5548	144942	海洋丸	7. 7. 18
JD5553	144951	たいが	7. 7. 18
JD5567	144971	鶴栄	7. 7. 18
JD5569	144973	第五優昭丸	7. 7. 22
JD5529	144911	第二十八光洋丸	7. 7. 23
JD5564	144968	第七勝丸	7. 7. 24
JD5540	144930	第三生洋丸	7. 7. 28
JD5545	144939	力栄	7. 7. 30
JD5547	144941	陸奥丸	7. 7. 31
JD5562	144935	JFE碧隆	7. 7. 31
JD5528	144909	あいち丸	7. 8. 1
7KSQ	144923	ONE HOUSTON	7. 8. 5
JD5559	144960	ときわ	7. 8. 5
JD5563	144967	第三山田丸	7. 8. 5
JD5555	144957	鶴栄丸	7. 8. 12
JD5570	144974	第七大盛丸	7. 8. 13
JD5515	144893	第五十一和丸	7. 8. 15
7KSM	144912	第十八亀洋丸	7. 8. 18
JD5586	145001	yamato80	7. 8. 18
7KRP	144854	TETHYS HIGHWAY	7. 8. 20
JD5539	144929	幸丸	7. 8. 21
7KRW	144878	SG DAWN	7. 8. 22
JD5543	144936	サミン	7. 8. 22
JD5552	144949	第二十五伸興丸	7. 8. 28

○国土交通省告示第九百二十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　坂井　学

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JAZK	129788	くろせ	令和7. 7. 2
JD2711	128569	はまなす	7. 7. 2
JE3102	132230	第七十七祐喜丸	7. 7. 2
JKQQ	120114	海洋丸	7. 7. 3
JNUU	133511	かいりゅう	7. 7. 7
JG4820	131143	第八富士宮丸	7. 7. 7
JI3298	128698	フェリーくるしま	7. 7. 9
JG5450	135238	とねかぜ	7. 7. 14
JE2964	132217	第六新興丸	7. 7. 15
JPYK	132190	第151勝運丸	7. 7. 16
JH3148	130033	第六十八漁徳丸	7. 7. 16
JM6373	134463	第三十一周宝丸	7. 7. 17
JG4155	121850	第二十八栄福丸	7. 7. 22
JM5701	130344	フェリーなみじ	7. 7. 22
JM6685	136852	さんふらわあ しれとこ	7. 7. 25
JD2662	140763	丸井丸	7. 7. 28
JD2416	128555	第二十一万泰丸	7. 7. 29
JG5374	136613	第二敦賀丸	7. 7. 29
JD2603	127121	第七十一寿々丸	7. 8. 1
JG3207	114023	第五隠岐丸	7. 8. 4
JFCL	128130	第七開洋丸	7. 8. 12
JG2167	110994	第五十三大春丸	7. 8. 14
JM5790	130489	第一清光丸	7. 8. 14
JL4896	124171	第三十八福吉丸	7. 8. 20
JD4845	143892	磐梯丸	7. 8. 25
JK5002	131736	春光丸	7. 8. 26
JJ3793	132292	新ひめじ	7. 8. 28
JD2413	124478	早来丸	7. 8. 29
JI3615	135039	KESORA号	7. 8. 29

○国土交通省告示第九百二十五号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　坂井　学

証書番号	船舶番号	船名
A221711026	平成7. 10. 20 121910	第七十三千代丸
A05131146	17. 4. 8 130233	第一拓竜丸
A10151047	22. 7. 16 141285	和丸
A18141403	30. 10. 18 124171	第三十八福吉丸
A221711026	令和4. 6. 13 120819	旭丸
A221711025	4. 6. 13 120821	第三旭丸
A24191301	6. 8. 30 133511	かいりゅう
A25141401	7. 3. 31 134332	第八大都丸
A25111204	7. 5. 30 132190	第151勝運丸

○国土交通省告示第九百二十六号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A21191100５	令和３．３．18	130489	第一清光丸
A23191800６	５．６．20	130040	安誠丸

○国土交通省告示第九百二十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により愛宕地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

一　市街地再開発事業の種類及び名称
愛宕地区第一種市街地再開発事業
二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から令和十四年度まで
三　施行地区
東京都港区愛宕一丁目の一部
四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目三番七号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
令和五年一月二十日
七　施行規程又は事業計画の変更の認可の年月日
令和五年六月九日（第一回変更）
令和七年十月三日（第二回変更）

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十三号　湯沢市小野字橋本一一〇番から同市桑崎字上谷地二六一番一まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
熊本市北区植木町植木三五二番から同市北区植木町植木三四三番まで	前	一五・〇〇～三三・一三メートル
	後	一五・〇〇～一五・七〇メートル　〇・〇五一～〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○京都府公安委員会告示第百五十六号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

指定暴力団
令和七年七月二十五日京都府公安委員会告示配第一号に係る指定番号六一二五－一の指定暴力団八代目会津小鉄会
変更前
名称　八代目会津小鉄会
変更後
名称　八代目会津小鉄

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣石破茂は九月三十日大韓民国へ出張のため出発した。
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣石破茂は大韓民国へ出張のところ十月一日帰朝した。

嶋末　和秀　萩原　孝基

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十月一日）

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　榎本健太郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））に昇任させる

内閣官房副長官補付に併任する

（外務省大臣官房参事官（中東アフリカ局アフリカ部、国際協力局））外務事務官　村上　顯樹

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

（外務省在ウィーン日本政府代表部公使）外務事務官　谷内　一智

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部総務課長）に転任させる

（厚生労働省大臣官房審議官（職業安定、労働市場政策担当））厚生労働事務官　古舘　哲生

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（東京高等検察庁検事）検事　片山　真人

（経済産業省通商政策局国際経済部参事官（経済連携交渉官））

経済産業事務官　田村　英康

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣官房国家安全保障局）内閣事務官　槙島　爲朗

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））内閣事務官　中村　博治

厚生労働省に出向させる

内閣官房副長官補付の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田島　浩志

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部総務課長）同　坂田奈津子

外務省に出向させる（各通）（以上十月一日）

内閣府

江花　史郎　遠藤友美子　大藪　千穂
岡田　美保　柿野　成美
（山村　成美）
角正　康弘　角山　信司　久波　一行
倉本　勝也　小井戸あや乃　坂本　有芳
佐紺　摂子　末吉　里花　高比良直子
楯　美和子　土田　敦久　並木　茂男
原田　由里　宮木由貴子

消費者教育推進会議委員に任命する（各通）（十月一日）

法務省

明石　純一　川村　真理　外ノ池佳子
北中　眞人　今井　將人　川本　日子
難民審査参与員に任命する（各通）
（東京高等裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　森田　強司
検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する
法務省大臣官房付に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　栗木　傑
法務省刑事局国際刑事管理官に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官）同　片山　真人
法務省刑事局国際刑事管理官に充てることを解く
（千葉地方検察庁検事）同　齋藤　拓也
東京地方検察庁検事に配置換する
（大阪地方検察庁検事）同　芹田　河保
名古屋地方検察庁検事に配置換する
（松阪区検察庁副検事）副検事　辻田　佳奈
（熊野区検察庁副検事）同　矢野　義徳
津区検察庁副検事に配置換する（各通）
（津区検察庁副検事）同　吉田　亮
松阪区検察庁副検事に配置換する
（同）同　吉原　理也
熊野区検察庁副検事に配置換する（以上十月一日）

会計検査院

（外務省大臣官房政策立案参事官（報道・広報・文化交流担当）外務事務官　金子万里子
会計検査院事務官（事務総長官房審議官）に転任させる
事務総長官房担当を命ずる
（事務総長官房審議官（事務総長官房担当））会計検査院事務官　山本　敏生
外務省に出向させる（以上十月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギニアの独立記念日につき、九月三十日同国暫定大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月十八日マルタ大統領閣下へ発せられた御弔電に対し、九月十九日御答信があった。

御答電

天皇陛下から六月十三日英国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、九月十二日御答電があった。

官庁報告

公　　告

諸　事　項

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過したものは、事業を廃止していないときは、本公告掲載の日の翌日から起算して２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本公告掲載の日の翌日から起算して２月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月３日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

農事組合法人コンプリートジャパン

福島県いわき市常磐西郷町銭田工業団地104―10ＫＳビル１Ｆ

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般
調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見
申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６６号

東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社レッドチリ
代表清算人　水原　祥吾

1　決定年月日　令和７年９月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号

横浜市鶴見区矢向６丁目６番13号
清算株式会社　株式会社川崎管財
代表清算人　岡田　恭平

1　決定年月日　令和７年９月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３０２６号

大阪府岸和田市宮本町40番１号
清算株式会社　株式会社ＫＹＯＵＺＩ
代表清算人　長石倉　豪

1　決定年月日　令和７年９月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号

鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133
清算株式会社　株式会社名瀬管理
代表清算人　髙橋　修平

1　決定年月日　令和７年９月11日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定債権

協定債権とは、株式会社名瀬管理（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。

２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。

３　弁済基準額

弁済基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。

４　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

５　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

第２　一般債権

１　最終弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金（預け金を含む）から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、弁済基準額を基準に按分比例して弁済する。

２　免除

⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。

⑵　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権者喜元健一郎及び喜元リウ子の債権全額について、債務の免除を受ける。

⑶　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。

３　追加弁済

前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の弁済基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

第３　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権については随時弁済する。

鹿児島地方裁判所名瀬支部

監督命令

監督命令取消

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は二〇二六年一月一日になります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済。
（乙）https://www.naganobank.co.jp
令和七年十月三日
長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八
（甲）株式会社八十二銀行
取締役頭取　松下　正樹
長野県松本市渚二丁目九番三八号
（乙）株式会社長野銀行
取締役頭取　西澤　仁志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku/groupkoukoku
（乙）http://www.kansaisuper.co.jp/
令和七年十月三日
大阪市北区角田町八番七号
（甲）イズミヤ・阪急オアシス株式会社
代表取締役　林　克弘
兵庫県伊丹市中央五丁目三番三八号
（乙）株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役　中西　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲及び乙）http://www.kansaisuper.co.jp/
令和七年十月三日
兵庫県伊丹市中央五丁目三番三八号
（甲）株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役　中西　淳
兵庫県伊丹市中央五丁目三番三八号
（乙）株式会社ＫＳＰ
代表取締役　中西　淳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社デジタルホールディングスの株式保有事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十九日
掲載頁　二一一頁（号外第二一七号）
令和七年十月三日
東京都港区赤坂五丁目三番一号
（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス
代表取締役社長　西山　泰央
東京都千代田区九段南四丁目二番一一号
アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ
（乙）ＨＩＢＣ株式会社
代表取締役　鉢嶺　登

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社デジタルホールディングスの株式保有事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一四〇頁（号外第二一九号）
令和七年十月三日
兵庫県伊丹市中央五丁目三番三八号
（甲）株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役　中西　淳
兵庫県伊丹市中央五丁目三番三八号
（乙）株式会社ＫＳＰ
代表取締役　中西　淳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社デジタルホールディングスの株式保有事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十九日
掲載頁　二一一頁（号外第二一七号）
令和七年十月三日
東京都港区赤坂五丁目三番一号
（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス
代表取締役社長　西山　泰央
東京都渋谷区広尾四丁目一番三二―一〇〇七号
（乙）株式会社タイム・アンド・スペース
代表取締役　野内　敦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社ミライズラインとし、効力発生日は令和七年十一月二十日です。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
札幌市東区北四十四条東十三丁目四番一〇号
合同会社糸
代表社員　工藤　翔大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
北海道富良野市字下御料一九九〇番地一六
合同会社和み村
代表社員　木野　廣光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月十日であり、組織変更後の商号は神流振興株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
群馬県多野郡神流町大字万場四〇番地
神流振興合同会社
代表社員　石坂恵美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月十五日であり、組織変更後の商号はＺＫＳＣ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
東京都千代田区丸の内三丁目二番二号二Ｆ
合同会社Ｆｏｋｅｎ３
代表社員　崔　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月四日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｃ３とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
石川県輪島市河井町二〇部一番地四〇
合同会社Ｃ３
代表社員　酒井涼太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十二月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社日回りとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
愛知県犬山市字舟田一番地の二
合資会社日回り
代表社員　稲山　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月二十日であり、組織変更後の商号はＳＴＡＹ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月三日
京都市右京区西院西田町四八番地アクシス葛野二〇一
ＳＴＡＹ合同会社
代表社員　大森　真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千六十万二千四百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年十一月四日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年十月三日
東京都文京区小石川一丁目四―一
株式会社ＪＤＳＣ
代表取締役　加藤　聡志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少して一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.niitsu-cc.co.jp

令和七年十月三日

新潟県新潟市秋葉区田家八五〇〇番地

新潟観光開発株式会社

代表取締役　吉田　至夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し、五千五百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十一月五日であり、株主総会の決議は令和七年七月一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表は令和七年八月十九日掲載の官報五十五頁（号外第一八七号）に開示しております。

令和七年十月三日

静岡県賀茂郡河津町見高字長野泉水二三一

六番地の二三　株式会社島崎技研

代表取締役　島﨑　仁美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月三日

大阪府堺市西区平岡町三八番地一

株式会社ホットスタッフ堺

代表取締役　濱口　剛史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百六十万円減少し五百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三日

島根県益田市高津五丁目三二番五二号

有限会社三浦商事

代表取締役　三浦　良三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九九〇〇万円減少し、〇円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://town-group.co.jp/about/kessan_koukoku/index/

令和七年十月三日

福岡市博多区博多駅東一丁目一三番三一号

株式会社タウンハウジング福岡

代表取締役　新田　泉

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億四千九百六十九万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　八十一頁（号外第二一三号）

令和七年十月三日

東京都世田谷区池尻三丁目一番三号

ムトーアイテックス株式会社

代表取締役　小林　裕輔

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を九億八千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十四頁（号外第八十六号）

令和七年十月三日

東京都港区芝浦三丁目四番一号

株式会社ヴァンティブ

代表取締役　河野　行成

令和七年十月三日

福岡県福岡市中央区天神二丁目一四番三〇号

株式会社ＦＦＧ

代表取締役　竹下　貴弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月七日

掲載頁　六十九頁（号外第七十八号）

令和七年十月三日

東京都新宿区西早稲田一丁目九番一二号

株式会社早稲田大学出版部

代表取締役　須賀　晃一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百九十万円、資本準備金の額を一億六千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月三日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社エム・ホールディングス

代表取締役　神永　信吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を五億七千七百八十七万五千二百七十一円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一四頁（号外第一〇五号）

令和七年十月三日

東京都品川区西五反田二丁目一五番七号

株式会社セントラルフーズ

代表取締役　鎌田　晶裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　六十二頁（号外第二〇三号）

令和七年十月三日

福岡市南区野間一丁目一一番二五号新松嵜ビル一〇五号

代表取締役　諸正　和彦

株式会社粧和

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月三日

横浜市旭区二俣川二丁目五〇番地一四

グレーシアタワー二俣川一八一五

有限会社ユーエス

代表取締役　内田　正子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三日

茨城県古河市丘里八番地

東京カラーグラビヤ工業株式会社

代表取締役　下田　公博

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三日

静岡県富士市今泉五三五番地の二

株式会社丸元紙業

代表取締役　菊池　秀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三日

名古屋市中区千代田五丁目二三番一八号

株式会社太玉商会

代表取締役　浅野　文康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十五頁（号外第八十五号）

令和七年十月三日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース　タックス税理士法人内

Ｍａｒｖｅｌ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二十六億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年九月二十五日付官報の号外第二百十四号百十五頁に掲載されています。

令和七年十月三日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

アールイーエフツー・インベストメンツ

特定目的会社　取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　七十二頁（号外第一一〇号）

令和七年十月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万四千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

訂正公告

令和七年七月二十九日（号外第一七二号）掲載の被相続人亡西川博幸に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、相続財産清算人の住所中「佐賀県婦人会館」に三階を加え、最終行は「相続財産清算人弁護士法人朋楠・わかくす法律事務所」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三日

扱　店

取消公告

令和七年九月三十日掲載の吸収分割公告は、取り消します。

令和七年十月三日

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（甲）ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社

代表社員　一関一太陽光発電所一般社団法人

職務執行者　本間　理志

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ八Ｆ

（乙）Ｉｃｈｉｎｏｓｅｋｉ Ｓｏｌａｒ Ｐｏｗｅｒ一合同会社

代表社員　ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社

職務執行者　本間　理志

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年八月一日（号外第百七十六号）公布政令第二百七十三号（外務省組織令の一部を改正する政令）（原稿誤り）				
四	上	終りから一四	外務政務官	外務大臣政務官